

令和4年度教育委員会定例会会議録

【日時】 令和4年5月24日（火）
【開会】 14時00分
【閉会】 15時55分
【場所】 教育文化会館 第6・7会議室

【出席委員】

教育長 小田嶋 満
委員 石井 孝
委員 野村 浩子
教育長職務代理者 岡田 弘
委員 田中 雅文

【欠席委員】

委員 岩切 貴乃

【出席職員】

教育次長 池之上 健一
総務部長 柴山 巖
教育政策室長 田中 一平
教育環境整備推進室長 谷村 元
職員部長 小澤 毅夫
学校教育部長 大島 直樹
健康給食推進室長 日笠 健二
生涯学習部長 岸 武二
総合教育センター所長 鈴木 克彦
庶務課長 鷹背 将行
庶務課担当課長 喜多 智英
教育政策室担当課長 豎月 基
庶務課課長補佐 田中 誠志
生涯学習推進課長 箱島 弘一
生涯学習推進課担当係長 関 裕史
生涯学習推進課職員 齋藤 遼平
指導課担当課長 五味 博
指導課指導主事 武田 弦
庶務課経理係長 桑原 佑輔
生涯学習推進課担当課長 山口 弘
生涯学習推進課担当課長 柿森 篤実
生涯学習推進課課長補佐 野崎 智一
生涯学習推進課担当係長 豊本 欽規
生涯学習推進課担当係長 紺野 敦
生涯学習推進課担当係長 高山 省吾
生涯学習推進課担当係長 小野 三千代
教育環境整備推進室担当課長 後藤 康弘
教育環境整備推進室課長補佐 外山 裕一
教育環境整備推進室担当課長 小田部 純子
教育環境整備推進室課長補佐 佐久間 正寛
教育環境整備推進室職員 永瀬 亜衣
調査・委員会担当係長 葛山 久志
書記 長谷川 俊太

【署名人】

委員 石井 孝
委員 田中 雅文

※読みやすさ等のため、発言の趣旨を損なわない範囲で、重複表現、言い回しなどを整理しています。

(14時00分 開会)

1 開会宣言

【小田嶋教育長】

ただいまから、教育委員会定例会を開会いたします。

本日は、岩切委員が欠席でございますが、「教育長及び在任委員の過半数」である4名以上の出席がございますので、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第14条第3項に定める定足数に達しており、会議は成立しております。

2 開催時間

【小田嶋教育長】

本日の会期は、14時00分から16時10分までといたします。

3 会議録の承認

【小田嶋教育長】

2月の定例会、3月の定例会及び臨時会、4月の定例会の会議録を、事前にお配りし、お目通しいただいていることと思いますが、承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【小田嶋教育長】

では、承認ということにいたします。

4 傍聴（傍聴者 0名）

【小田嶋教育長】

本日は、傍聴の申出がございませんが、以後、会議中に傍聴の申出がございましたら、「川崎市教育委員会会議規則」第13条の規定により、許可することに異議はございませんでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

では、そのように決定いたします。

5 非公開案件

【小田嶋教育長】

本日の日程は配布のとおりでございますが、報告事項No. 3は、人事管理に係る内容であり、公開することにより、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため、報告事項No. 4からNo. 6、及び議案第4号から第6号は、議会の報告及び議決案件で、これから議会に提案する案件であり、意思決定過程にあるもので、公開することにより、公正かつ適正な意思決定に支障を生ずるおそれがあるため、これらの案件を非公開とすることによろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

それでは、そのように決定いたします。

なお、報告事項No. 4からNo. 6、及び議案第4号から第6号につきましては、議会への報告及び提案後は公開しても支障がないため、会議録には掲載させていただきます。

6 署名人

【小田嶋教育長】

本日の会議録署名人は、「川崎市教育委員会会議規則」第15条の規定により、本職から指名いたします。

石井委員と田中委員をお願いいたします。

7 報告事項 I

報告事項No. 1 叙位・叙勲について

【小田嶋教育長】

それではまず、報告事項 I に入ります。

「報告事項No. 1 叙位・叙勲について」の説明を、庶務課長、お願いいたします。

【鷹觜庶務課長】

それでは、報告事項No. 1「叙位・叙勲について」御報告をいたしますので、資料を御覧願います。

こちらは、令和3年10月から令和4年3月までの間に、受章が確定された方々でございます。

秋の叙勲を受けられた方が2名、死亡叙位を受けられた方が1名、死亡叙位・叙勲を受けられた方が3名、高齢者叙勲を受けられた方が6名となっております。

それぞれ受章をされた方々の氏名等につきましては、資料に記載のとおりでございます。

いずれの先生方も、長年にわたり教育の発展に力を尽くされ、その教育功勞に対しまして、今回、叙位・叙勲を受けられたものでございます。

「報告事項No. 1」につきましては、以上でございます。

【小田嶋教育長】

御質問等がございますでしょうか。

よろしいですか。

それでは、報告事項No. 1について承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【小田嶋教育長】

それでは、報告事項No. 1は承認といたします。

報告事項No. 2 令和2・3年度川崎市社会教育委員会議の研究報告書について

【小田嶋教育長】

次に、「報告事項No. 2 令和2・3年度川崎市社会教育委員会議の研究報告書について」の説明を、生涯学習推進課長と、社会教育委員会議議長の平川委員にお願いいたします。

【箱島生涯学習推進課長】

改めまして、生涯学習推進課長でございます。

それでは、報告事項No. 2「令和2・3年度川崎市社会教育委員会議研究報告書『学びの継続を支える社会教育-コロナ禍を背景に-』について」を御説明させていただきます。

川崎市社会教育委員会議では、この2年間、この「学びの継続を支える社会教育-コロナ禍を背景に-」というテーマで、研究・調査をされ、先ほど教育長宛てに報告書が提出されたところでございます。

本日は、平川 景子 委員、奥平 亨 委員、松本 圭司 委員の3名の委員に御出席をいただくとともに、4月末までの2年間議長をお務めいただきました平川 景子 委員から御報告をさせていただきます。平川委員、よろしくをお願いいたします。

【平川川崎市社会教育委員】

こんにちは、平川景子です。

お手元の美味しそうなサーモンピンクの冊子が、私たちが2年間かけてまとめた報告書です。

まず、タイトルですが、「学びの継続を支える社会教育-コロナ禍を背景に-」というタイトルをつけました。これについては、「はじめに」のところ、1ページを御覧ください。

この2020年度、2021年度はコロナ禍がパンデミックで世界を覆った時期でありましたが、まさにその同じ時期に私たちの任期が始まりました。学校の一斉休校とか、職業的な活動も閉ざされる中で、社会教育委員の任期が始まったフレッシュな方たちの感覚としては、学びが閉ざされるのではないかと、学習の継続が難しくなるのではないかとということで、そういう関心が高かったと思います。そのとき、すぐにこのタイトルになったというよりは、2年間検討を続けてきてこうなったのですけれども、コロナ禍で学びを続けるという意識の中で、三つのグループ

を作りました。

一つ目は、「オンラインと社会教育」。物理的な距離があったとしても、別の方法で社会教育を続けられないかという問題意識。

それから、二つ目は、『ジェンダー』と『ハラスメント』。これは、女性の委員さんで、長く社会教育でジェンダーの問題が取り扱われにくくなっているのではないかということを感じていらっしゃる方がいたことが大きな要因だと思います。

それから、三つ目は「つながりとコミュニティ」という、少し分かりにくいことなのですが、後で詳しく触れますが、川崎の「祭り」と「ふれあい館」の社会教育活動について、取り上げています。

まず、第Ⅰ章、2ページのオンラインによる社会教育のあり方の可能性とその課題ですが、オンラインのよい点ですね、コロナ禍でも続けられるというメリットと、一方で例えば5ページにあるような、様々でオンラインが難しい方もいるのだということに目を向けなければいけない。ただただ、オンラインで進んでいくということでもないわけですが、その両方を見つめながら社会教育を続けていくということ、学びたいということで、他の自治体の先進的な取組を学びました。

9ページに荒川区の「荒川コミュニティカレッジ」、10ページに高崎の「おうちで公民館」、11ページに鎌倉市の「放課後かまくらっ子」など、川崎でもありましたけれども、このような首都圏の自治体の取組を紹介しました。川崎の例としては、私も知らなかったのですが、13ページにある川崎市視覚障害者情報文化センターというところで、オンラインヨガ講座をなさっていて、この視覚障害者の方たちのオンラインの活動ということのを向う中で、視覚障害者の方と健常者の方がもしかしたらもっとつながれるのかもしれないというような、新しい展望も生まれていて、オンラインということが閉ざすだけではないかもしれないということも見えてきたわけです。

さらに、16ページにオンラインとスポーツが書かれておりますが、スポーツというとオリンピックのように競い合うことをイメージするわけですが、社会体育の場合、むしろ「する」「見る」「支える」の「見る」とか「支える」ことも視野に入ってくるわけで、そうなると、オンラインスポーツという、最近ですとeスポーツのようなことも含めて、非常に広く人々のつながりを捉えることができることが分かってきました。

次に、第Ⅱ章の「ジェンダー」「ハラスメント」についてですが、このジェンダーという言葉自体があまり必ずしも広く認知されていないかもしれないということで、市民のアンケートを行いました。22ページです。

それから、24ページに市民活動団体のアンケートを行いました。川崎には、長くジェンダー問題、女性にとっても男性にとってもLGBTにとっても取り組んでいらっしゃる団体がありまして、それを御紹介していると思います。

それから、行政のジェンダー所管の男女共同参画室にもアンケートを行いました。それから、「すくらむ21」にも現状を伺っております。

その中で、社会教育の課題が見えてきて、さらに最後に34ページに、このグループの人たちの、自分の人生でのジェンダーのことも触れられています。様々にジェンダーについて調べている中で、自分のジェンダーのことも書いてらっしゃいました。その後は、アンケートの詳細になっています。

第Ⅲ章は、つながりを創り、コミュニティを広げる社会教育としましたが、川崎は東京に隣接して、戦後に、というか戦前からそうかもしれませんが、人口動態が続いてきて、流用人口と地生えの方たちというか、もともといらっしゃる方たちとの交流をどうやって作り出していくかということが社会教育の宿命的な課題だったかと思います。実は、それをたどっていくと、近世の、平安時代の武蔵の国の祭りにたどり着くということなのですね。川崎の祭りが秩父の国までつながる武蔵の祭りの中に位置づいて、そこで47ページに、大國魂神社の講集団のことが出てまいります。社会教育では、江戸時代以降との講中、講集団が社会教育的な機能を果たしてきたということが歴史的に解明されておりまして、そういう意味では川崎が講中の組織を持っているということは、非常に注目されることであろうと、歴史的に息の長い学びがあるということを示していると思います。

一方で、南部の祭りでは、50ページに写真が出ておりますけれども、川崎大師ってもともと仏様の祭りをしていらっしゃるところだと思いますけれども、それがお神輿という、神社のお神輿を受け入れて、ものすごく大きな川崎区全体の地域が祭りにしていったわけですね。それは、比較的最近のことだそうです。そういう意味では、神仏の祈りを超えたというか、地域全体のつながりをつくり出すような取組、それこそ川崎の多文化を象徴するような歴史を見ることができるわけです。

さらに、51ページの「ふれあい館」、これを私たちはもう既に2期前から、6年間「ふれあい会館」のヘイトスピーチ条例設置問題について調べてきましたけれども、今期はふれあい館自身の社会教育的機能といますか、ずっと長い間桜本で培ってきた人々の多文化共生の意識というところに注目をしました。

このような、非常に多岐にわたる調査の結果として、59ページの「おわりに」のところに、学びの継続を可能にするものということを書きました。一つの答えがあるわけではありませんけれども、コロナ禍の中でも様々に人々の学びが続いていくこと、それから、それは川崎という文化横断的な多文化の広がりとともに、歴史の縦断的な長い歩みも示していることに、私たちは改めて気づかされたわけです。

さらに、今期重要な課題として、川崎市教育委員会から、市民館・図書館の指定管理化について、中間まとめが出されたことが報告されましたが、私たちは十分にこれについて学ぶことができなかったのもので、任務の後に学習会として続けていこうということと呼びかけました。

何か、補足があればお願いします。

【奥平川崎市社会教育委員】

奥平と申します。

私も、この複数年の間、社会教育に携わらせていただいておりますが、学ばば学ばほど川崎の底の深さというか、これまでの歴史と先達の蓄積みたいなものをすごく学ばせていただいております、今回もそういう意味ではお祭りのことであつたりということで、非常に川崎市の底の深さといいますか、厚みを感じております。

引き続き、この社会教育を盛り上げていくというか、という形で私もできることは何かやりくりしていきたいと思っておりますし、教育委員会の方とも連動しながら広く社会教育を広げていくことに関して、力を注ぎたいと思っております。

【松本川崎市社会教育委員】

社会教育委員会議に参加させていただいて、私たち自身が本当に一番教育について勉強できたかなとも感じておりました、そこでいろいろな情報を知って、そこにまとめさせていただいておりますので、ぜひ御覧になる機会をつくっていただいて、周りの方々にも勧めていただいて、御意見があればどんどんお寄せいただけたらと思っております。

以上です。

【箱島生涯学習推進課長】

説明は、以上でございます。

【小田嶋教育長】

どうもありがとうございました。

2年間にわたる活動の成果を報告書という形でまとめていただきまして、非常に短い時間での御報告ということで大変恐縮でございましたが、概要版も用意していただいております。

教育委員の皆様方から、御質問やまた感想等ございましたらお願いいたします。

【石井委員】

2年間の取りまとめ、研究、本当に、お疲れさまでした。

簡単に御説明をいただきまして、本当に非常に中身の濃い研究をされてきたなと感じています。ありがとうございました。

僕は、ブラジルに勤務したことがありますので、地域との関わりとか民族とか言語とかですね、非常に多文化で多言語で、そういう中で暮らしてきた経験がありますので、54ページに「地域との関わり一ふれあい館は地域の宝」と、ここで多国籍のことが少し述べられているのですが、これからいろいろな地域に根差す外国人である外国籍の方と、我々日本人のコミュニティというのも双方向理解というか、お互いに勉強していくということがすごく大切だと思います。そういう中では、「ふれあい館」というのが一つの核になるというのは大切なことだと思います。多国籍とか多文化とか、多言語とかを進めていく上で、いろいろな方が抵抗なく参加できるという、物理的なものであるとか、心理的なもののバリアフリー化というのは非常に大切かなと思っています。お互いの双方向の交流をつなげることによって、双方向理解というのも高まってくると思いますので、地域で根差す、こういった日本人以外の方との交流というのも、これからどんどん促進していただきたいと思っておりますし、その中で多言語というのは一つのキーポイントになると思いますので、日本語も勉強してもらい、我々もいろいろな言語を日本人コミュニティとしても勉強する、そういったことが非常に重要になってくるのかと思いますし、川崎市は市全体として多文化共生も非常に積極的に進められているので、ぜひ今後さらに促進されていくといいなと感じました。

どうもありがとうございました。

【小田嶋教育長】

どうもありがとうございました。

今の石井委員の発言に対して、委員の皆様から何かコメントございますか。

【平川川崎市社会教育委員】

桜本の人たちが、例えばさっき言った川崎大師のお祭り与交流しているようなイメージがある
といいなと思って、私なんかはそういうのを思ったのですが、そう簡単にもいかない。いろ
いろな宗教の違いなんかで敵対し合っていないようなのですけれども、それぞれの文化を持ちな
がら、「あ、やっているんだな」というところで交流しているというのが、今現実なのかなとは思
います。

ただ、祭りのほうで言うと、そういう意味では「多文化」化とか、あるいはジェンダーの問題
ですね。男の人が中心になっちゃっていないかというような見直しは、常に必要なのだろうとは
思います。

【小田嶋教育長】

ありがとうございました。
ほかの委員はいかがでしょうか。
お願いします、野村委員。

【野村委員】

2年間の研究、ありがとうございました。

今回の御報告の中で、柱となっているジェンダーのことですとか、ハラスメントというところ
で、一つは市民の講座の時間が少し減っているというところも問題点としてありましたけれども、
もともとは、やはり意識の高い市民の方が積極的に参加なさるかなというところで、いかに意識
が薄いと言ったらあれなのですけれども、関心のない人をどう巻き込んでいくのかというところ
を、また共に考えていけたらいいなと。

その大人とのつなぎ目として、子どもたちが果たせる役割も大きいのかなと思っていて、社会
教育という、大人になってからも学び続けるというところに行くには、子どものうちからそうい
ったここに掲げられている多様性とかジェンダーの問題、人権の問題、こういうことに常に広く
目を向けられる子どもたちを育てていく、そういう興味の種をまいていくことがこれからの川崎
につながっていくと思いますし、それと同時に、やはり大人になってから川崎に移り住んできた
人たちに対しては、学校の中で子どもが教育を受けることによって、おうちでそういった話を持
ち帰って、また興味を持ってもらえたりするといいのかなと。

そういう観点から、子どもたちが自らジェンダーだったり、考える機会とすれば、例えば学校
の校則とか制服とか、身近なところで自分たちで考えていくことだったり、あとは総合の学習の
時間にほかの国の文化を学ぶことだったり、そういうところで子どもも大人もともに成長してい
けるような時間が持てたらいいのかなという感想を持ちました。

【小田嶋教育長】

ありがとうございます。感想ということでしたけど、いかがですか。

【平川川崎市社会教育委員】

すみません。1点、冒頭触れていただいた33ページの「平和・人権学習」と「男女平等学習」

の講座が一つの授業として統合されて、20時間以上あったものが減ってしまったということなのですが、これをめぐって、実は住民からの疑問の声が出ています。

ぜひ、行政と教育には、市民館の講座の在り方、市民参加で培ってきたことは川崎の社会教育の本当に宝だと思いますので、参加を閉ざさないように、しかも「男女平等学習」という貴重な時間を減らさないようにということを住民から希望があったということを、ここで御報告させていただきます。

【小田嶋教育長】

ありがとうございました。
ほかにはいかがでしょうか。
田中委員、お願いします。

【田中委員】

どうも御報告、ありがとうございました。
歴史研究から調査、現行の調査まで、非常に意欲的に取り組まれて、この内容、充実した内容、興味深く聞かせていただきました。ありがとうございました。
実は、私も以前に10年間、社会教育委員を務めさせていただきましたけれども、今、こうやってお話を伺って、当時を振り返ってみますと、今ここの教育委員の教育委員会としては学校教育を含め、教育行政全体について議論したりしていますので、どうしても社会教育について、非常に充実した議論がそう簡単にできるものではありませんので、ぜひ社会教育委員の方々は専門家であったり、実際に実践をやっている方々が委員をされていますので、そちらの社会教育委員の会議のほうで、今後とも闊達な議論をしていただき、また教育委員と連携しながら川崎の社会教育をよりよい方向に持っていければいいなと思いました。
今日はどうもありがとうございました。

【小田嶋教育長】

ありがとうございます。
ほかにはいかがでしょうか。

【岡田委員】

2年間にわたる研究とその報告、ありがとうございました。
数年前に経済産業省が「不安な個人、立ちすくむ国家」というのを、若手プロジェクトが出しまして、世界中から100万ダウンロードをされたのですが、その中で示されたもの等が基になった、基というか、そこを踏まえながら教育では令和の日本型学校教育というのが示されるようになりまして、その中で地域とのつながりというか、これはとても大切だというのがそこでうたわれておりまして、今日の御報告の中で地域のお祭りとかとのつながり、それは例えば私からですと、読書のまち川崎、音楽のまち川崎、その教育がそこにつながってぜひ行ってほしいなという思いがありまして、先ほど田中委員からもありましたように、ぜひ私も教育委員と皆様方とが、さらに連携を深めながら川崎の教育を盛り上げていくというか、推し進めていく力になればというような思いを感じながら御報告を聞かせていただきました。

ありがとうございました。

【小田嶋教育長】

ありがとうございました。

私からも少しお話をさせていただきますと、先ほど事前に報告書を手交していただいたときに少しお話をさせていただいたこととも重なるのですけれど、先ほど野村委員からもありましたように、例えばジェンダーのこと、社会教育としての課題もあるけれど学校の中で子どもたちも学んでいくべきことで、実際に今、子どもたちも学んでいると思いますが、学校の教育、学校教育が非常に大きく変わりつつあるし、これからもっと変わっていくという中で、教科の枠を超えた総合的な学習とか、キャリア在り方生き方教育とか、あるいはSDGsへの取組とか、非常に社会的な広がりや地域課題の解決とか、公共的な課題とか、そういったものへ子どもたちの学びというのが大きく変わってきている中で、まさに社会教育もそういった地域課題、社会課題、公共課題への解決に向けて、地域のつながりの中でそれぞれが学んでいく。

昔は、やっぱり社会教育と学校教育って重なる部分というのがなかなか見いだそうとしなかったり、見いださなかったりしたことがあると思うのですけれども、それがここ何年かの間で、非常にそれが重なってきつつあって、この報告書の中にもたしかあったと思いますけど、学校教育とのつながり、関係とか、先ほど野村委員がおっしゃったようなこととか、そういった部分で子どもたちの学びが、やはりこういった社会的な生涯学習の学びにつながっていくような、そういった大きな流れに変わりつつあるのかなと。それがまさに、今の世の中の大きな変化への対応なのかな、というように思いながら報告書を読ませていただきました。

今後も、学校教育と社会教育のつながりをしっかり連携しながら、川崎の教育を進めていきたいと思っておりますので、どうぞ今後ともよろしく願いいたします。

どうもありがとうございました。

それでは、報告事項No. 2について承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

それでは、報告事項No. 2は承認といたします。

どうもありがとうございました。

8 議事事項 I

議案第3号 令和5年度川崎市立川崎高等学校附属中学校の入学者の募集及び決定に関する要綱について

【小田嶋教育長】

続いて、議事事項 I に入ります。

「議案第3号 令和5年度川崎市立川崎高等学校附属中学校の入学者の募集及び決定に関する

要綱について」の説明を、指導課担当課長、お願いいたします。

【五味指導課担当課長】

それでは、議案第3号の「令和5年度川崎市立川崎高等学校附属中学校の入学者の募集及び決定に関する要綱」を御覧ください。

説明に当たりましては、主な項目を中心に進めさせていただきます。

まず1の「募集定員」を御覧ください。募集定員につきましては120名、3学級分といたします。男女別の定員はございません。

次に、2の「志願資格」を御覧ください。志願資格を有する者は、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する者であって、かつ、本人及びその保護者がともに川崎市内に住所を有し、入学後も引き続き川崎市内から通学することが確実な者といたします。

次に、3の「志願手続」を御覧ください。(1)の「志願の範囲」については、公平性の観点から、他の公立中高一貫教育校との併願は認めないことといたします。

1枚おめくりいただきまして、2ページを御覧ください。

4の「検査方法」についてでございます。検査は、作文を含む適性検査及び面接による検査を行います。

次に、6の(1)の「合否決定」についてでございますが、検査の結果と小学校が作成する調査書による総合的な選考により、上位120名を合格者と決定いたします。

次に、8の「入学手続」の(3)についてでございますが、入学者に欠員が生じた場合には、当初の合格者の次の順位の者から順に、学校長が速やかに当該者の入学の意思を確認し、繰上げ合格者を決定いたします。

説明は以上でございますが、県内にあります神奈川県立及び横浜市立の中高一貫教育校におきましても、本市と同じ2月3日に「検査」を実施することを補足いたします。

なお、本要綱に関しましては、御承認いただいた後、速やかに公告し、川崎市ホームページ等を通して、志願者へ周知してまいります。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

【小田嶋教育長】

御質問等がございますでしょうか。

野村委員、どうぞ。

【野村委員】

説明ありがとうございました。

4番の検査方法についてなのですが、(2)と(3)で海外から引き上げてきた志願者の方、それから障害等のある志願者の方の検査方法については、教育長が別に定めるという一文がありますけれども、参考までにどのような事例があったのか、過去の事例をお聞かせいただけたらなと思います。

【小田嶋教育長】

お願いいたします。

【五味指導課担当課長】

過去の検査における特別な受検方法についてですが、まずは難聴の受検者等もありまして、聞こえやすいように教室の前方の席で受検できるように配慮したりですとか、補聴器の使用を認めたことがございます。

また、海外からの移住等で日本語がなかなか難しいというお子さまに対して、ルビをつけたということもございますし、小学校での学習状況を見まして、検査時間を延長したりということもございました。

また、パソコンによる問題文の画面表示などをした例もございます。

【小田嶋教育長】

よろしいですか。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、議案第3号は原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

それでは、議案第3号は原案のとおり可決といたします。

<以下、非公開>

【小田嶋教育長】

以下、非公開の案件になります。

9 報告事項Ⅱ

報告事項No. 3 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について

庶務課長が説明した。

報告事項No. 3は承認された。

報告事項No. 4 令和3年度川崎市一般会計繰越明許費繰越額の報告について

【小田嶋教育長】

次に、「報告事項No. 4 令和3年度川崎市一般会計繰越明許費繰越額の報告について」の説明を、庶務課長、お願いいたします。

【鷹嘴庶務課長】

報告事項No. 4「令和3年度川崎市一般会計繰越明許費繰越額の報告について」御報告をさせていただきます。

令和3年度川崎市一般会計補正予算におきましては計上いたしました繰越明許費につきまして、繰越額が確定いたしましたので、令和4年第3回市議会定例会に報告をするものでございます。

「繰越明許費繰越額」でございますが、こちらは、令和4年2月8日の定例会で御承認いただきました内容の繰越額が確定したものでございます。

初めに、橘樹官衙遺跡群保存整備・活用事業につきましては、土地所有者と補償に係る調整に不測の日数を要したため、「1億2,983万6千円」を繰り越すものでございます。

次に、日本民家園施設整備事業につきましては、感染症の影響により工程を変更したため、「1,989万3千円」を繰り越すものでございます。

次に、新型コロナウイルス感染症対策事業（学校用品）につきましては、令和4年度で市立学校の感染症対策に必要な衛生用品の購入等を令和3年度補正予算で計上したもので、「8,128万3千円」を繰り越すものでございます。

次に、義務教育施設整備事業につきましては、令和4年度実施予定の事業を令和3年度補正予算で前倒して計上したものや、関係者との協議に不測の日数を要したため、「116億5,659万円」を繰り越すものでございます。

次に、高等学校施設整備事業につきましては、川崎総合科学高等学校の照明制御装置改修工事について、入札不調により施工業者など関係者との協議に不測の日数を要したため、「8,189万5千円」を繰り越すものでございます。

次に、社会教育施設整備事業につきましては、多摩市民館トイレ改修工事の設計業務委託について、設計内容を設計業者など関係者との協議に不測の日数を要したため、「700万円」を繰り越すものでございます。

なお、次のページ以降に議会へ報告する「令和3年度川崎市一般会計繰越明許費繰越額の報告について」を添付しておりますので、後ほど御確認いただければと存じます。

報告事項No. 4の説明については、以上でございます。

【小田嶋教育長】

何か御質問等はございますでしょうか。

田中委員、どうぞ。

【田中委員】

御説明ありがとうございました。

細かいことで恐縮なのですが、最後の社会教育施設整備事業、これがトイレに関して関係者との話合いで不足の日数というのはちょっとよく分からないのですけれども、よろしければ具体的に教えていただけますでしょうか。

【桑原庶務課経理係長】

お答えいたします。

もともとの工事については、多摩市民館のトイレ改修工事の設計業務といったところがござい

ましたけれども、当初の仕様を、こちらでつくっていったところですけど、実際に工事の方が中身とか実際に工事をする、点検をした際に、実際に必要な日数だとか設計の内容に、当初より業者との調整がどうしても必要となるということを知りましたので、トイレをきれいにするに当たっての管の汚れ具合だとか、そういったところで設計内容をもう少し精査する必要があるといったところで、年度を繰り越しての設計といったところでございます。

もう既に入札は終わっていますので、粛々と業務は進んでいくといったところでございます。

【田中委員】

ありがとうございました。

利用者とか市民との関係で云々というのではないということですね。分かりました。ありがとうございます。

【小田嶋教育長】

ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、報告事項No. 4について承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【小田嶋教育長】

それでは、報告事項No. 4は承認いたします。

報告事項No. 5 「市民館・図書館の管理・運営の考え方（案）」について

【小田嶋教育長】

次に、「報告事項No. 5 「市民館・図書館の管理・運営の考え方（案）」について」の説明を、生涯学習推進課担当課長、お願いいたします。

【山口生涯学習推進課担当課長】

それでは、報告事項No. 5「市民館・図書館の管理・運営の考え方（案）」について御説明させていただきますので、1ページを御覧ください。

初めに、「1「市民館・図書館の管理・運営の考え方」策定の経緯」でございますが、「(1)背景」といたしまして、あらゆる世代を取り巻く生活環境やつながりの変化などが生じていることに加え、新しい生活様式などへの柔軟な対応が求められていることを背景としてお示ししております。

次に、「(2)市民館・図書館を取り巻く状況」といたしまして、市民館・図書館は、社会状況の変化、市民ニーズの多様化への対応、また、持続可能な社会づくりや、地域づくりに向けて、これまで以上の役割を果たしていくことが期待されており、そういった状況に的確に対応していくため、「今後の市民館・図書館のあり方」を令和3年3月に策定したことをお示ししております。

次に、「(3) 今後の市民館・図書館のあり方」といたしまして、「今後の市民館・図書館のあり方」におきまして、市民館・図書館それぞれにおいて、その実現に向けて、効率的・効果的な管理・運営手法を検討していくとしており、「今後どのような管理・運営の手法が、その実現のために適しているのか」、「生涯学習推進の拠点として最も市民ニーズに沿った市民館・図書館であるためにどうしたらよいのか」という視点に立ち効率的・効果的な管理・運営手法の検討を行い、「市民館・図書館の管理運営の考え方」を策定したものでございます。

資料の右側を御覧ください。

「2 今後の市民館・図書館の目指す方向性」についてでございますが、「(1) 生涯学習社会の実現に向け社会教育にいま求められているもの」といたしまして、本市の市民館・図書館は、地域全体における社会教育振興全般を担い、社会教育を通じ「人づくり」「つながりづくり」持続可能な「地域づくり」といったまちづくり施策の推進役としての機能が求められており、「学び」を社会のいたるところで多く展開し、豊かな地域づくりを支援する必要があります。

中段の図でございますが、「学び」が活動を誘発し、活動の中での気づきや疑問をまた「学び」につなげるといった好循環をもたらすものであることを図示したものでございます。また下段の図でございますが、社会教育は、様々な行政施策に横串を刺し、底上げを行うものであることを図示したものでございます。

2 ページを御覧ください。

「(2) 「今後の市民館・図書館のあり方」で示す市民館・図書館像」といたしまして、「今後の市民館・図書館のあり方」において、「行きたくなる市民館・図書館」、「まちに飛び出す市民館・図書館」、「地域のチカラを育む市民館・図書館」という三つの方向性を定めたところでございます。

この三つの方向性の実現に向けて、ICT活用による情報発信やアウトリーチによる事業・サービス等の新たな展開が求められています。また、区役所においては、「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」や「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」に基づく地域づくりに向けた事業展開をしており、生涯学習支援はこれらの取り組みと連携して地域づくりを展開する必要があります。また、市の生涯学習施策全体において、地域における多様な生涯学習活動を支援・コーディネートする公的な役割が増加している状況にあります。

下段の図につきましては、今後の生涯学習推進施策全体のイメージを図示したものでございまして、これまで館内を中心に行っていた生涯学習推進施策に加え、館内での新たな取組を充実させるとともに、アウトリーチにより区域全体で展開する取組を図示したものでございます。四角で囲ったものについては、今後、新たに展開・拡充していく取組を示したものでございます。

「(3) 市民館の現状・課題」についてでございますが、「貸館事業の状況」といたしまして、過去5年間の市民館の平均利用率は、記載のとおりであり、ニーズの変化に対応した施設提供や情報発信、余剰スペースを活用した会話・ふれあいを楽しめる居場所づくりなどが必要です。

「社会教育振興事業の状況」といたしまして、過去5年間の事業への参加者数は、ほぼ横ばいの状況であり、事業参加者の年代については、若い世代の参加が少なく、約半数が60歳代以上です。また、事業の多くは、市民館及び分館を拠点として実施しており、幅広い世代に向けた学習活動への動機づけやきっかけづくり等のエントリー機能が不足しており、全ての世代を対象に、学習機会の充実を図ることや、これまで以上に地域の中に学びや活動の場を増やしていく必要があります。

「(4) 市民館の課題解決に向けた考え方」についてでございますが、これまで御説明させていただきました現状や課題を踏まえまして、その解決に向けて、魅力ある生涯学習支援施策の実施や、施設全体の効果的な利活用環境の実現を図り、また、人づくり・つながりづくりに向けたコーディネートやサポートできる体制を構築してまいります。

3 ページを御覧ください。

「(5) 図書館の現状・課題」についてでございますが、「図書の貸出・閲覧スペースの提供」といたしまして、図書館の利用状況につきましては、利用者数、貸出人数、貸出冊数、入館者数ともに減少傾向にあります。また、閲覧席の不足や老朽化した施設の改善等を望む市民意見が寄せられており、館内の限られた空間を有効活用し、スペースの使い方などの運営・利用ルールの見直し、魅力あるサービスや事業の展開による利用の促進が必要です。

「読書活動の充実」といたしまして、現在、各区の地区館及び分館を中心にしながら、自動車文庫や学校図書館の地域開放等、身近な場所への図書館サービスの展開を図っています。一方、地域では、図書・資料や読書に関わる様々な資源が存在しており、地域の様々な資源との連携を通じ、地域の中で広く図書館サービスを展開していくことや、本を通じた支援や交流の場づくりの推進など多様なニーズへの対応が求められています。

「(6) 図書館の課題解決に向けた考え方」についてですが、現状や課題を踏まえまして、その解決に向けて、魅力ある施設利活用環境の実現を図り、読書普及・サービス、アウトリーチ、コミュニティ推進など図書館活動の充実に向けた業務に取り組むことのできる体制を構築してまいります。

「(7) 市民館・図書館の管理・運営の方向性」についてでございますが、新たな事業サービスの実施、及び現状・課題を勘案し、令和4年1月の「中間取りまとめ」において、管理・運営の方向性を定めました。方向性としたしましては「民間活力の更なる活用の検討」といたしまして、市全体の生涯学習推進施策の再構築を図り、市民館・図書館の従来からの事業サービスを引き続き実施しつつ、「今後の市民館・図書館のあり方」に基づき、多様なニーズに対応する事業・サービス提供による施策の底上げを図り、生涯学習社会の実現を目指すため、市職員のマンパワーを補完し、市職員が企画や新たな取組に一層注力できる体制の構築に向けて、指定管理者制度や業務委託の拡充等の民間活力の更なる活用の検討を進めることといたしました。

資料の下段の図にございますように、これまで市民ニーズに対し、それに応じたサービスを提供してきたところですが、「あり方」の作成に当たり、様々な市民や関係団体と意見交換を行ってきた中で、市民ニーズの広がり・多様化の状況を把握してまいりました。その広がった市民ニーズに的確に対応するための体制・手法の検討を行うものでございます。

ここまでは令和4年1月の「中間取りまとめ」において、お示しした内容でございますが、これ以降につきましては「中間取りまとめ」以降検討を進めてきた内容の御説明になります。

4 ページの右側を御覧ください。

「3 管理・運営手法の検討」についてでございますが、現行の①直営+業務委託、②業務委託の拡充、③指定管理者制度の三つのパターンについて比較検討を行ってまいりました。

「(1) 他都市の状況」についてでございますが、公民館等の民間活用状況については、本市の市民館はホールを併設した他都市の生涯学習センターに近い形ですので、それを踏まえて導入状況を記載してございます。全国の指定管理者制度導入の状況は、公民館9.9%、生涯学習センター32.5%でございます。政令指定都市では、公民館については指定管理者制度が13市の

うち5市、業務委託が9市において導入済みでございます。生涯学習センターについては、指定管理者制度が14市のうち8市、業務委託が5市において導入済みとなっております。

図書館の民間活用状況については、全国の指定管理者制度導入の状況は18.9%が導入済み、政令指定都市では、指定管理者制度が20市のうち10市、業務委託が14市において導入済みでございます。

また「(2) 視察調査」に記載のとおり、他都市等の管理運営手法を参考にするため視察を行ってまいります。

5ページを御覧ください。

「(3) 市民館における検討」でございますが、比較表のとおり、三つの手法について、公共性の担保、人員体制、事業サービス、市民参画、予算について、項目ごとに比較検討を行いました。

例えば、「人員配置」につきましては、直営や業務委託に比べ指定管理者制度では柔軟で弾力的な人員配置ができる、また「知識の継続」においては指定管理者制度では、これまで培ってきた経験や知識の継続に課題がある等、メリット、デメリットの整理を行ったものでございます。

次に、6ページを御覧ください。

「(4) 図書館における検討」といたしまして、比較表のとおり、市民館と同様の項目ごとに比較検討を行ったものでございまして、例えば「公共性の担保」につきましては、指定管理者の場合、公共性を保つためのチェックの必要性がある、「事業・イベント等」においては、指定管理者の場合、他都市等での実績を踏まえたノウハウの活用ができる等のメリット、デメリットの整理を行っております。

この間の検討の結論でございますが、6ページ右側の「(5) 直営と民間活用手法（業務委託と指定管理者制度）の比較検討結果」といたしまして、直営での実施の場合、現在の限られた人的資源やノウハウでの対応では、多様なニーズへの対応やサービスの充実に向けて、広がりのある事業・サービス展開を行うためには、難しさがあります。一方、業務委託の拡充や指定管理者制度については、公共性の担保や、培ってきた知識の継続の部分に注意する必要があるものの、人員体制や、事業サービス面においてメリットがあると考えられます。

「(6) 業務委託と指定管理者制度の比較検討結果」でございますが、業務委託の場合には、あくまで、定めた契約の範囲で業務を行うもので、事業者のノウハウによる創意工夫を活用するという面は少なくなり、市の指示の下業務を行う体制になります。一方、指定管理者制度は、市が求める業務要求水準に基づき事業者の発想と工夫により運営する体制となり、メリットがあると考えます。

これまでの検討における結論といたしまして、多様なニーズ・課題への対応に向け、民間事業者の発想や工夫、またノウハウ及びマンパワーを有効に活用し事業サービスをさらに進めていくため、これまでの本市が培ってきた知識や経験の継続や、公共性にしっかり配慮した上で、市民館及び図書館の新たな管理運営手法として、「指定管理者制度」の導入を行ってまいります。

7ページを御覧ください。

「4 指定管理者制度導入の効果」でございますが、指定管理者のノウハウ・マンパワーを活用しながら進めていくことにより、多様なニーズへの対応や未利用者へのアプローチを行い、館がより有効に活用されるとともに、利用満足度の向上が期待されます。具体的には(1)(2)の表にお示しした効果を想定しております。

「5 指定管理者制度導入（市民館）にあたって」でございますが、「(1) 指定管理者制度導

入にあたっての視点」として、「①社会教育法に基づく社会教育振興の継続」から「④市職員及び指定管理者の人材育成」までの四つの視点を念頭に進めてまいります。

「(2)市と指定管理者の業務役割分担」でございますが、市がマネジメントを行うことを前提としつつ、市と指定管理者の役割分担を行い事業を推進します。①として、現在、業務委託にて実施している施設管理業務（貸館、ホール運営、施設維持管理等）については、指定管理者が中心に担うこととします。②として、社会教育振興事業については、市と指定管理者でそれぞれの役割を担い、連携して事業を行います。基本方針や事業の方向性等については市が定め、事業の運営等については指定管理者のノウハウやマンパワー等を活用し、取組を進めることとします。

「(3)区における生涯学習支援部門」についてでございますが、下段の図のとおり、これまで、主に施設を中心に社会教育振興事業を実施しておりましたが、指定管理者制度導入後につきましては、生涯学習部門は区役所の様々な部門と連携し、アウトリーチや地域づくりを進め、区域全体で社会教育を展開してまいります。

8ページを御覧ください。

「(4)指定管理者制度の導入形態」でございますが、一部の館と全館への指定管理者制度導入を比較検討し、区全域における社会教育振興や地域づくりを強化していくという目的遂行、及び統一性を持った生涯学習支援施策の推進のために、全館導入を基本として指定管理者制度の導入を進めてまいります。

「6 指定管理者制度導入（図書館）にあたって」でございますが、「(1)指定管理者制度導入にあたっての視点」として、「①社会教育法に基づく社会教育振興の継続」から「⑦地域の図書資源を活用した多様な主体との連携」までの七つの視点を念頭に進めてまいります。

「(2)市と指定管理者の役割分担」についてでございますが、市がマネジメントを行うことを前提としつつ、市と指定管理者の役割分担を行い、事業を推進します。①現在、業務委託にて実施している業務（貸出・返却カウンター、配架、書庫出納、図書装備、巡回車受入、施設管理等）については、指定管理者が中心に担うこととします。その他の業務については、市と指定管理者でそれぞれの役割を担い、連携して実施いたします。基本方針や事業の方向性等については市が定め、事業の運営等については指定管理者のノウハウやマンパワー等を活用し、取組を進めることとします。

「(3)指定管理者制度の導入形態」についてでございますが、①全館に指定管理者制度導入、②中央館的機能を持つ中原図書館は直営とし、その他の館に指定管理者制度導入、③中原図書館は直営、及び直営館と指定管理館が1対1のモニタリング体制を取れるよう中原図書館以外にも直営館を置き、その他の館に指定管理者制度導入の3パターンを地域との連携や専門性の観点から比較検討し、図書館知識の継続性を保ちマネジメントを考慮しながらも民間ノウハウを活用するため、③を基本として指定管理者制度の導入を進めます。なお、今後の社会状況や環境変化を踏まえ、適宜、導入形態については検討を行ってまいります。

9ページを御覧ください。

「7 導入スケジュール」についてでございますが、市民館につきましては、対象施設が多いため、指定管理者制度導入に伴う事務負担や受託側の事業者の状況、及び移転や大規模改修の状況を勘案し、中段の表のとおり導入スケジュールを進めてまいります。プラザ・分館につきましては、親館である地区館の状況に合わせ、指定管理者制度の導入を進めることとします。

図書館につきましては、市民館と共同で指定管理化することで、社会教育施設同士の連携によ

る相乗効果が図れることから、地区館においては文化センターを指定管理導入館として進めることとします。プラザにおいては、市民館機能の指定管理者制度導入に合わせ、図書館機能についても進めることとします。分館については、親館の図書館の導入に合わせ進めることとします。導入時期については右側の表のとりのスケジュールで進めてまいります。

「市民館・図書館の管理運営の考え方（案）について」の説明は、以上でございます。

【小田嶋教育長】

ありがとうございました。

御質問等はございますでしょうか。

田中委員。

【田中委員】

どうもありがとうございました。

資料でいきますと、指定管理の課題とか何か比較表がありましたけれども、5ページですね。5ページに市民館における検討というところで、その比較表なのですけども、一番気になっているのが専門性のところですね。ここで比較があるのですけれども、指定管理者制度の場合、社会教育振興事業について、業務要求水準書に示すことで専門性の高い人材の確保ができるとありますけれども、確かに論理的にはそうなのですけれども、一つは指定管理者となる業者というか、それが企業であるか、NPO法人であるか、ほかの組織であるかは分かりませんが、雇用の安定性という部分が指定管理者の制度の場合に、非常に難しい制度もあるというか、必ずしも、制定管理で5年間取れるとしたら、次も取れるとは限らないということで、利用者としても、どのような人材を雇用するかというのが、割と不安定雇用になりやすい可能性があるということが、よく指定管理の場合、問題と指摘されていますので、その辺りは十分に注意しながら進めていきたいと思うのです。

ただ、そうではなくても、ここに書かれてあるように、水準をきちんと担保できるような人材をそろえてもらうことは、絶対要求しなくてはいけないと思いますね。分かりやすいのは、最近の制度改正で、社会教育士という称号が生まれていますので、例えば、形式的にはとにかく、少なくとも、それを持っている人、あるいは、社会教育士がなくても、昔の制度で、社会教育主事の任用資格でいいのですけども、それを持っているとか、あるいは、経験がかなり豊富で、資格はなくてもそれに相当するものを持っているとか、やはり、その辺りはきちんと、水準が担保できるような形にしていきたいと思います。それが一つです。

それから、専門性といっても、いろいろあって、狭い意味での社会教育の専門というのは、まず一つの条件だと思いますが、ただ、これからの市民館の役割を考えていくと、コミュニティづくりであるとか、地域づくりであるとか、先ほどの図にもありましたけど、一般行政と幅広くつながりながらいくということを見ると、やはり、まちづくりとか、地域づくり、コミュニティづくりに経験のある人材が要るといっても、かなり重要だと思うのですね。ですから、社会教育の専門と、それから、地域づくりに関する専門と、できれば両方持っている、これからの社会教育の役割を担う指定管理者として、かなり期待ができるのではないかとこのように思っております。その辺り、業者選定であるとか、どういう水準を要求するかというところを十分に注意して、考えていただくとありがたいと思います。

そのようなことを考えると、地域づくり、コミュニティづくりといいますと、単に市民がサービスの受け手になるのではなくて、自ら地域をつくる人として活躍するとか、場合によっては、市民館の運営そのものにも、住民参加の部分や市民参加の部分が、運営にも関わってくるとか、社会教育事業の企画にも関わってくるとか、参画のレベルで関わりを持ってくる市民が増えることが望ましいと考えているのですけれども、そのように考えると、以前もちょっと、意見を言ったと思いますが、3ページの図が、サービスという言葉がどうも気になるので、サービスというと、こちらが供給側で、市民が需要側だというイメージが持たれやすいのですが、ここでいうサービスは、単に需要側としての市民だけではなくて、市民館の運営であるとか、市民館と一緒にまちづくりをしていくような、そういう何か、主体となるような人々のサポートというものも含めたサービスと考えていただければいいと思いますね。だから、ちょっと、サービスという言葉でいいのかどうか、今後、少しその辺も検討してもらえるとありがたいなと思います。

以上です。

【小田嶋教育長】

ありがとうございました。
御意見ということで、何かありますか。

【山口生涯学習推進課担当課長】

ありがとうございます。御指摘、ありがとうございます。
専門性の確保につきましては、現状の市の異動の体制ですと、基本的に、特に有資格者などを優先に配置するというよりは、そこに配属された職員が資格を取得の講座に行き取っていくというようなパターンがございますが、ただ、どうしても3年単位の異動サイクルの中で、転出になる場合もあるというところを踏まえた、まず、最低限の社会教育の専門家としての資格ですとか、そういったところの要求水準は満たしていきたいと考えておりますし、また、その地域づくりの専門性というのは、指定管理者だけに任せるものではないと思っております、そこはやはり、市の職員と一緒にやっていると駄目だと思いますので、そこは、指定管理者の事業者も、地域づくり、今、私どもも視察などに行っても、しっかりやっているように拝見はしましたが、お任せするだけではなく、市と一緒にやっていくような体制づくりをしていくイメージかなと考えてございます。

また、3ページの図のところなのですけれども、すみません、先生の御指摘をいただいて、文章のところで、例えば「これまで」というところですか、右側の矢印のところに「市民と連携」ですとか、「市民と協働しながら」といった、少し補記をしたような形で、対応したようなところがございますが、また検討してみたいと思います。

以上でございます。

【田中委員】

ありがとうございます。

【小田嶋教育長】

ほかにはいかがでしょうか。

野村委員。

【野村委員】

御説明ありがとうございました。

大変初歩的な質問で恐縮なのですが、多様化するニーズというところの、そもそもの話になってしまうのですが、多様化するニーズというのはどういうものなのか、個人的には少し想像が難しく、多様化するニーズというところが明確になると、市民が求めているものだったり、市民がどういう形で運営に参画していったらいいのかという答えが見えてくるかなと思ったりもしています。もう一度、多様化するニーズの部分を御説明いただけると幸いです。

【山口生涯学習推進課担当課長】

ありがとうございます。

2 ページを御覧いただいて、上段に、「今後の市民館・図書館のあり方」で示す市民館・図書館像ということで書いてございますが、もともとこの考え方、今回お示ししている考え方をつくる前に、「今後の市民館・図書館のあり方」というものを2年間くらいかけてつくってまいりまして、それが、市民館・図書館の方向性というか、今後10年間、こういう存在で、地域の中でこういうサービスをしていくというような方向性を示したものが、この「あり方」というものでございまして、この「あり方」作成に当たっては、様々なワークショップですとか、フォーラムですとか、アンケート、そういったところで、市民の方が市民館・図書館に期待することですとか、望むようなサービス形態、そういったものをヒアリングしてまいりました。なので、この「あり方」の中で、行きたくなるとか、まちに飛び出す、地域のチカラを育むといった方向性ととも、もう少しかみ砕いた事業展開みたいなものを記載してございますが、下段の図で、ポンチ絵で描いてあるところのような、四角囲いの部分などが、その取組の事例でございまして、例えば、館内においては、図書館において、市民館もそうですけれども、単純に本を貸し借りするだけではない、コミュニティ拠点としての機能を拡充してほしいとか、もっとオープンスペースを活用してイベントとかをやしてほしいとか、また、もっと自分たちの近いところに、外に来ていただいて、要は館に来る人限定のサービスではない、地域で学びの場を展開すると。また、図書サービスをもっと地域の身近な場所に届けるといったようなことが、多く求められているというように認識をしております、そういったことを、今後はやっていく必要があるだろうと。そのために、展開をしていくための体制づくりを検討していくというようなものでございます。

以上でございます。

【小田嶋教育長】

野村委員、よろしいですか。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、報告事項No. 5について承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

それでは、報告事項No. 5は承認といたします。

報告事項No. 6 「(仮称)川崎市民館・労働会館管理運営計画(案)」について

【小田嶋教育長】

次に、「報告事項No. 6 「(仮称)川崎市民館・労働会館管理運営計画(案)」について」の説明を、生涯学習推進課担当課長、お願いいたします。

【柿森生涯学習推進課担当課長】

それでは、報告事項No. 6 「(仮称)川崎市民館・労働会館 管理運営計画(案)」について御説明させていただきますので、こちら報告資料No. 6なのですが、資料1ページを御覧ください。

初めに「第1章 目的、位置づけ」でございますが、「1 本計画策定の目的」につきましては、2項目目、本計画は、教育文化会館と労働会館が、これまで行ってきた事業を継続するとともに、新施設を一体として運営していくため、事業サービスの内容や、効率的・効果的な提供手法等に関する基本的な事項等を明らかにするものでございます。

「2 これまでの検討の経緯」につきましては、平成30年3月に「川崎区における市民館機能のあり方について～再編整備の方向性～」を、平成31年3月に「川崎市教育文化会館及び川崎市立労働会館の再編整備に関する基本構想」を、令和3年1月に「川崎市立労働会館及び川崎市教育文化会館再編整備基本計画」を、令和4年1月には「(仮称)川崎市民館・労働会館 管理運営計画に関する中間とりまとめ」を策定し、その都度、市民意見聴取に努めてきたところでございます。

「3 位置づけ」につきましては、「基本計画」に基づき、並行して検討を進めているハード面の実施設計と連携を図りながら、ソフト面を本計画として整理するものでございます。

右側の「第2章 基本理念・役割」でございますが、「1 基本理念」につきましては、「基本構想」で掲げた再編整備の基本理念が、これからの管理運営においても本施設の目指すところであることから、引き続き、枠で囲っております「みんなが気軽に利用しやすい 活動と交流の拠点づくり」を基本理念とするものでございます。

「2 新施設の役割」につきましては、川崎区の市民館に求められる役割「学びと活動を通じたつながりづくり」と、労働会館に求められる役割「いこい、語らい、学びあう場所」を果たしながら、同一建物内に設置されていることのメリットを生かした事業・サービスを提供し、連携を図りながら地域の拠点としての役割を担っていくものでございます。

2ページを御覧ください。

「第3章 市民意見等の把握と整理」でございますが、「1 市民意見の把握」につきましては、(1)として、事業及びサービスや、施設の利用ルールなどを考えるワークショップを、令和3年7月から11月にかけて開催し、延べ90名の方から395件の御意見をいただきました。

また、(2)オープンハウス型説明会、(3)中間とりまとめ後の意見交換を行い、市民意見の把握に努めてまいりました。

「2 市民意見の整理」につきましては、ワークショップ等を通じて把握した市民意見を、本計画の項目に沿って整理したものでございます。

表の「本計画の項目」にございます第4章の事業計画には、多様なイベント、多世代交流、多文化交流などに関する意見が多く寄せられ、策定の参考としました。

右側には、第5章の施設利用計画、第6章の広報計画に反映した主な意見を整理しました。

3ページを御覧ください。

「3 サウンディング型市場調査の実施」につきましては、令和3年6月から7月にかけて、民間事業者のノウハウや創意工夫を凝らした幅広いアイデアを募集するサウンディング型市場調査を実施しました。

説明会・現地見学会には30団体に御参加いただき、個別対話として、15団体にヒアリングを実施しました。

(3) 主な提案内容には、「参考とした主な提案内容」を抜粋して記載しておりますので、後ほど御覧ください。

「第4章 事業計画」でございますが、「1 基本的な考え方」につきましては、市民意見を参考に三つの運営方針を定め、それらに沿って取組の方向性を整理したものでございます。

運営方針の一つ目は、「利用しやすい環境づくり」で、利用環境の向上と情報発信の取組を進めるものでございます。

右側の、運営方針の二つ目、「多様なニーズに対応した学びと活動の支援」で、自発的・主体的な学びや活動への支援を基本としながら、学習機会や情報を提供する取組を進めるものでございます。

運営方針の三つ目は、「参加と協働・連携による地域づくり」で、地域課題の解決に向けて、富士見公園などの市民利用施設や多様な主体と連携した取組を進めるものでございます。

三つの運営方針につきましては、それらに沿って「取組の方向性」、「主な取組」を整理しておりますので、後ほど御確認ください。

4ページを御覧ください。

「第5章 施設利用計画」でございますが、「1 基本的な考え方」につきましては、市民意見を踏まえ、多様なニーズに応じた利用方法を取り入れながら、教育文化会館と労働会館の利用ルールを一本化して、新施設の利便性の向上を図るものでございます。

「2 休館日・開館時間」につきましては、現在の教育文化会館と労働会館の休館日、開館時間等を基に、定期的な休館日を設定し、開館時間は原則午前8時30分から午後9時30分までとします。

「3 施設の概要」につきましては、新施設に求められる役割を担えるよう、利用に供する施設を配置するものでございまして、表のとおり、ホールや多目的室、教養室などの「貸出施設」、オープンスペースや市民活動コーナーなどの「オープン利用施設」、ロッカースペースや駐車場などの「便益施設」に区分してお示ししております。

右側の中ほど、「4 災害時の対応」につきましては、新施設として業務継続計画の作成など防災対策を実施するとともに、区災害ボランティアセンターや避難所補完施設などの、防災機能を有する施設として位置づけてまいります。

なお、参考として、「施設・設備面における防災対策」を記載してございますので、後ほど御覧ください。

5 ページを御覧ください。

「第6章 広報計画」でございますが、「1 基本的な考え方」につきましては、利用促進を図る施設広報と事業への参加者等を増やすための事業広報をバランスよく実施してまいります。

また、世代により情報収集の手段が違うことに配慮し、インターネットと紙媒体との併用などを行うほか、市民や近隣商業施設等と連携した多様で幅広い視点により広報活動を展開してまいります。

「2 開館までの広報活動」につきましては、愛称の募集やイベントの実施などを予定しております。

「3 開館後の広報活動」につきましては、ホームページや新施設通信などの媒体を組み合わせ、効果的に実施してまいります。

「第7章 運営組織」でございますが、「1 基本的な考え方」につきましては、労働会館は、平成18年4月から指定管理者が施設の管理をしていますが、(仮称)川崎市民館は、先ほど御説明いたしました「市民館・図書館の管理・運営の考え方(案)」に基づき、指定管理者制度を導入します。

新施設は、複合施設の特性を十分に生かせるよう、施設の一体的な運営や利便性を確保する必要があり、一つの指定管理者が施設全体の管理運営を行うこととし、指定管理の対象施設は、新施設と大師分館と田島分館とします。

市民館と労働会館の各機能を有効に活用していくため、利用者と指定管理者等が日常的なコミュニケーションを図ることができるような仕組みを構築してまいります。

右側の「2 指定管理者制度の導入にあたっての視点」につきましては、指定管理者制度の導入に当たり、①社会教育振興・勤労者福祉の継続から⑤災害対策まで、五つの視点を念頭に進めてまいります。

「3 市と指定管理者の役割分担」につきましては、市と指定管理者でそれぞれの役割を担い、連携して事業を行います。基本方針や事業の方向性等については市が定め、事業の運営等については、指定管理者のノウハウやマンパワー等を活用し、取組を進めることとします。

「4 管理運営主体の組織と業務内容」につきましては、施設の一体的な運営や利便性を確保するため、施設管理者には、現行の状況を踏まえ、新施設の「経営」全体を統括する館長を置き、その下に「事業担当」、「貸館担当」、「図書コーナー担当」、「舞台技術担当」の4部門を設置することを想定しております。

なお、事業、貸館、オープン利用施設が一体となって展開されていくために、各部門が連携して運営してまいります。

6 ページを御覧ください。

「5 管理運営主体に求めるもの」につきましては、管理運営主体には、民間事業者の創意工夫を発揮し、新施設の設置目的を達成するため、(1)地域の特性や実情に精通した専門性の高い人材の確保から、(4)長期的な視点による施設の維持管理までの四つの内容を求めてまいります。

「6 利用者が主体的に運営に関わる仕組みづくり」につきましては、新施設が川崎区内や富士見公園における地域の拠点となるためには、利用者も「利用する」立場だけではなく、施設運営等に関わっていくことが望ましいことから、(1)(仮称)利用者懇談会、(2)社会教育委員会議専門部会、(3)民間活用事業者選定評価委員会により、利用者ニーズの適切な把握に努めるものとし、利用者が主体的に運営に関わる仕組みづくりを行ってまいります。

「第8章 運営収支」でございますが、「1 基本的な考え方」につきましては、指定管理者制度（利用料金制）を導入した上で、貸館事業を推進し、同時に計画的な施設管理を行い、民間事業者の経営的なノウハウを取り入れた効果的な運営を行ってまいります。

「2 収支構造とめざす運営」につきましては、（1）利用料金収入の向上、右側に参りまして、（2）受益者負担の原則及び資産の有効活用、（3）民間の経営手法の導入、（4）市の負担を踏まえ、運営を行ってまいります。

「第9章 今後のスケジュール」でございますが、令和6年度中の開館を目指し、施設整備面では、令和4年度中に実施設計を行い、令和5年度から改修工事に着手する計画となっています。

管理運営に関しては、本計画の後、令和5年度に施設設置条例の制定を行い、その後、指定管理者の選定を行います。令和6年度から指定管理者による開館準備を経て、開館を迎える計画です。また、新施設の周知や機運醸成に向け、イベントを実施してまいります。

7ページ以降の資料編に「施設の配置について」を掲載しておりますので、後ほど御確認ください。

「（仮称）川崎市民館・労働会館 管理運営計画（案）」の説明につきましては、以上でございます。

【小田嶋教育長】

ありがとうございます。

御質問等あれば、お願いいたします。

田中委員、どうぞ。

【田中委員】

非常にきめ細かく御検討いただいて、ありがとうございます。

三つほど確認させていただきたいのですが、一つは、1ページのところで、実は、私も、多分、これはずっと出ていたことなので、私が気づかなくて、今頃大変恐縮なのですが、1ページの右側の中ほど、新施設の役割というのがありますが、（仮称）川崎市民館は、とあって、アンダーラインで、学びと活動を通じたつながりというのが役割と書かれていますけれども、後ろのほうには地域づくりというのがあったり、それから、先ほどの、報告事項No. 5のところで市民館の役割については、つながりづくりで、さらに持続可能な地域づくりというところもありますので、もともと、文科省も社会教育の役割のひとつに、つながりづくり、地域づくりと三つ挙げているので、内容的には、ここでつながりづくりというところとどめていますが、ひいては地域づくりまで、当然、想定されていると思うのですよね。ですから、これは報告なので、今どうこうということはないのですが、内容的には、ただつながるだけではなくて、後ろのほうにもあります、地域づくりの多様な展開を図っていく予定なのだということに捉えていってよいと思いますので、そのように考えていただくとありがたいと思いますということです。

それから二点目は、4ページのところで、左側のところに、開館時間が8時半からとありますけれども、貸出しなどの利用は9時からとなりますが、このギャップは、8時半から9時までは、例えば、館の中には入れて、ロビーなんかで休むことができるとか、そういう意味でしょうか、8時半から9時までの利用形態というのが、教えていただければありがたいと思います。

【柿森生涯学習推進課担当課長】

こちらの開館時間が午前8時半からということですので、開館をしておりますので、館には入ることができるかと思えますけれども、部屋を借りる時間につきましては、午前9時からということで御理解いただければと思います。

【田中委員】

ですから、ロビーか何かがあって、そこに座って新聞を読むとか、そういうことは8時半からできると、そういう意味ですか、開館というのは。

【柿森生涯学習推進課担当課長】

そうですね、貸館の部屋以外も、オープン利用施設等もございますので、そういうところは午前8時半から利用できるようにしたいと考えております。

【田中委員】

分かりました。

すみません、もう一点、三点目ですけれども、5ページの左下のところで、基本的な考え方というのがありまして、それで、黒ポツの二番目ですか。新施設の指定管理の件ですけど、指定管理の対象施設は、その前ですね、一つの指定管理者が施設全体の管理運営を行うと、対象施設は新施設と大師分館と田島分館ということで、かなり大がかりな指定管理になると思うんですが、恐らく、社会教育的な部分とか、いろいろ分野によっては、それを得意とするNPO法人や何かと一緒にやったほうがいい面もあると思うので、いわゆるジョイントベンチャーみたいに、元請になる大きな管理者と、専門的なノウハウを持っている、そういう小回りの利くようなところが一緒になって指定管理を受けるということは可能なのですか。

【柿森生涯学習推進課担当課長】

指定管理の募集は、今後行っていきますけれども、(仮称)川崎市民館・労働会館は、社会教育振興事業や勤労者福祉事業など複数ありますので、単独の事業者だけではなくて、JVと呼ばれるやり方で、事業者が連携して応募することも可能であると考えております。

【田中委員】

分かりました。

ぜひ、その辺、何かうまい、ジョイントベンチャーのやり方があれば、そういうものも活用していったということになると思います。

以上です。

【小田嶋教育長】

一つ目のつながりづくりの御指摘は、御指摘いただいたような考え方でいいのですかね。

【山口生涯学習推進課担当課長】

そうですね、もともと、「あり方」をつくった際に市民館・図書館の求められる役割ということで、学びと活動、そういったつながりづくりと、そのキャッチフレーズを使っていて、市民館に関しては、さらにブレイクダウンしていくと、人、つながり、地域づくりを支える生涯学習の拠点を目指すということになっていますので、大題のタイトルのほうを使っていますが、意味としてはそういう意味です。

【田中委員】

そういうことですね。分かりました。

【小田嶋教育長】

ほかにはいかがでしょうか。

石井委員。

【石井委員】

御説明ありがとうございました。

資料の6ページの6に、利用者が主体的に運営に関わる仕組みづくりということ項目がありまして、(1)の利用者懇談会の設置を検討していますということが記載されていますが、これは非常にいいことだと思いますので、いろいろな意見、利用者の代表で意見を聞くというのは大切なことなので、ぜひ設置を希望します。それで、その中でいろいろなアンケートの中でも、多世代交流であるとか多文化交流とか、いろいろ市民から意見も出ていますので、もし懇談会を設置するのであれば、多世代、子どもたち、若い世代も、あるいはお年寄りの世代も、それから、文化的なことでも、例えば、外国人の参加も、幅広くマルチの思想で集めて、いろいろな意見を聞いて、主体的に運営をしていく、参考にするということも大切ではないかと思いますので、ぜひ、これは検討を進めていただければと思います。

【柿森生涯学習推進課担当課長】

ありがとうございます。

利用者懇談会につきましては、これからどういうメンバーにするかは考えていきますけれども、やはり、川崎区がそういういろいろな世代もそうですけども、外国につながる方ですとか、様々な境遇の方がいらっしゃいますので、いろいろな方にメンバーに入っていて、より充実した懇談会になるように検討していきたいと考えております。

【小田嶋教育長】

ほかにはいかがですか。

よろしいですか。

それでは、報告事項No. 6について承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【小田嶋教育長】

それでは、報告事項No. 6は承認いたします。

10 議事事項Ⅱ

議案第4号 黒川地区小中学校新設事業の契約の変更について

【小田嶋教育長】

続いて、議事事項Ⅱに移ります。

「議案第4号 黒川地区小中学校新設事業の契約の変更について」の説明を、教育環境整備推進室担当課長、お願いいたします。

【後藤教育環境整備推進室担当課長】

では、議案第4号「黒川地区小中学校新設事業の契約の変更について」御説明いたします。

本件は、令和4年第3回市議会定例会に議案として提出するものでございます。

お手元の資料の「黒川地区小中学校新設事業の契約の変更について」の資料の1ページを御覧ください。

初めに、「1 事業概要」でございますが、本事業はPFI事業手法を用いて、はるひ野小・中学校の学校施設の設計・施工から完成後の維持管理、給食業務等を含め実施しているものでございます。

次に、「2 変更の理由」でございますが、事業契約書に定めるサービス料4（小中学校給食業務費相当分）の改定に伴うもので、毎年4月の児童生徒・教職員数が50人増減することに見直すこととされております。

平成26年度の変更契約におきまして、増減額を98万円に、平成28年度の変更契約におきまして、ベースとなる人数を1,600人としており、原契約では、1,600人をベースに50人増減することにより98万円を増減することとしております。

次に、「3 今回の変更金額」でございますが、令和4年4月の児童生徒・教職員数は、1,427人となっております。

令和3年度の児童生徒・教職員数が1,491人ございましたので、昨年度に、ベースとなります1,600人を100人以上回ったため、令和4年度までの2か年分の431万2,000円を減額していることから、今回の変更金額につきましては、50人分となります107万8,000円を契約終期までの支払額に反映するものでございます。

なお、これまでの契約変更の経緯につきまして、2ページに一覧表を載せておりますので、御確認いただければと存じます。

1枚おめくりいただきまして、3ページを御覧ください。

令和4年第3回市議会定例会に上程いたします議案書でございます。

議案書の下段にございますとおり、契約金額「64億6,919万5,738円」を、「64億6,811万7,738円」に変更するものでございます。

議案第4号の説明は以上でございます。

【小田嶋教育長】

ありがとうございました。

御質問等ございますでしょうか。特によろしいですか。

それでは、議案第4号は原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

それでは、議案第4号は原案のとおり可決いたします。

議案第5号 坂戸小学校校舎増築その他工事請負契約の締結について

【小田嶋教育長】

次に、「議案第5号 坂戸小学校校舎増築その他工事請負契約の締結について」の説明を教育環境整備推進室担当課長、お願いいたします。

【小田部教育環境整備推進室担当課長】

それでは、議案第5号「坂戸小学校校舎増築その他工事請負契約の締結について」を、御説明申し上げます。

本件につきましては、令和4年第3回市議会定例会に議案として上程するものでございます。

初めに、「坂戸小学校校舎増築その他工事請負契約の締結について」を御覧ください。

工事請負契約の概要でございます。

工事名は、「坂戸小学校校舎増築その他工事」、工事場所は、川崎市高津区坂戸1丁目18番1号、契約の方法は、一般競争入札、契約金額は、21億7,800万円、完成期限は、令和6年2月29日、契約の相手方は、大山・沼田・露木共同企業体でございます。

次のページを御覧ください。

参考資料の「工事概要」でございます。

本工事は、今後の児童数の増加が見込まれることから、良好な教育環境の確保のため、校舎の増築を行うものでございます。

「1 構造・規模」でございますが、鉄筋コンクリート造 4階建て、敷地面積、建築面積、延べ面積、建物の高さは、記載のとおりでございます。

「2 主要室名」につきましては、別紙の「議案第5号資料」で御説明いたします。

続きまして、別紙の「議案第5号資料」を御覧ください。

表紙を1枚おめくりいただき、2ページ目を御覧ください。目次になっております。

次に、3ページを御覧ください。

案内図でございます。方位は、図面の上が北でございます。画面中央、赤色の部分が工事場所でございます。JR南武線武蔵溝ノ口駅から南東側に約1,100メートル離れた場所に位置しております。主要な道路等でございますが、敷地の南西側約400メートルに都市計画道路 小杉

菅線が、北側に国道409号が通っております。また、約450メートル南側に東高津中学校、約300メートル西側に高津中学校がございます。

次に、4ページを御覧ください。

本議案の工事完了時の配置図でございます。方位は、図面の上が北でございます。黄色が増築する校舎、ポンプ室で、灰色が既存の校舎・体育館等でございます。既存校舎A棟などは、本議案工事完了後、関連工事にて解体します。

次に、5ページを御覧ください。

本議案及び関連する工事が完了した令和7年秋の配置図でございます。黄色が増築した校舎、ポンプ室、駐輪場で、灰色が増築後に残る既存の校舎・体育館等でございます。既存校舎A棟解体後はグラウンドとして整備いたします。学校敷地は四方を道路で囲まれており、南側に3か所、北側に2か所の通用門等がございます。

次に、6ページを御覧ください。

増築棟の1階平面図でございます。方位は図面上が北でございます。以降の平面図は全て上が北となります。建物西側に昇降口がございます。北側に青色に着色している管理諸室、南側に黄色に着色している個別学習室及び給食室がございます。

次に7ページ、2階平面図を御覧ください。

北側に図工室・メディアセンター・家庭科室の特別教室、中央にトイレ・階段、南側に普通教室8室がございます。

次に、8ページ、3階平面図を御覧ください。

3階は、北側に理科室、視聴覚室、音楽室の特別教室、南側に普通教室8室がございます。

次に、9ページ、4階平面図を御覧ください。

4階は、北側に屋上菜園スペース、南側に普通教室7室と多目的に使えるオープンスペースがございます。

次に、10ページ、屋上階平面図を御覧ください。

屋上には、太陽光発電パネル、空調室外機などの機械設備関係がございます。

次に、11ページを御覧ください。立面図でございます。

次に、12ページを御覧ください。断面図でございます。

最後に13ページを御覧ください。南西側から見た完成予想図でございます。

以上で、議案第5号の説明を終わらせていただきます。

【小田嶋教育長】

御質問等ございますでしょうか。

田中委員、どうぞ。

【田中委員】

きめ細かい説明、ありがとうございました。

平面図も見せていただいて、よくイメージが湧きました。大まかに今までとの違いというと、校舎が北側であって、南側にグラウンドがあったのが、今度は、校舎が南側に移って、グラウンドが北側になるという感じかと思うのですね。それで、南側にある校舎の、南側には普通教室が並んでいて、そうではない特別教室というのでしょうか、そういうものが北側に配置されたとい

うような、基本的な構成ですよ。分かりました。

それで、子どもたちの通常の学習は日当たりのいいほうにということで、この普通教室が南側に配置されるのでしょうかというのが質問の一つと、もう一つは、北側にグラウンドがいくことによつて、4階建てなので、グラウンドの南側のほうはかなり日当たりが悪くなると思うのですが、そういうことによる問題というのは特にないと考えてよろしいでしょうか。

その2点、質問お願いします。

【小田部教育環境整備推進室担当課長】

普通教室に関しましては、おっしゃるとおり、南側の日当たりのいいところでということを目に置いて配置をしております。

また、グラウンドに関しましては、同じように建て替えに伴つて、南側のほうに校舎を建てた学校があるのですが、そちらのほうで、北側がグラウンドになることの支障について問合せをしたところ、特に支障がないという報告を受けております。

以上です。

【田中委員】

ありがとうございます。

【小田嶋教育長】

よろしいですか。ほかにはいかがでしょうか。

どうぞ。

【岡田委員】

説明ありがとうございます。

川崎市内の学校を、結構、私、回っているのですが、校舎を建てている年度によつて、非常に廊下が暗い学校があったり、職員室が非常に子どもたちから見づらいというのでしょうか、閉鎖された空間のようになっているところがあったりとかというのがあるのですが、新しく建てている建物は、そういうことがないのですが、確認で、この建て替えていくときの、職員室とか校長室、保健室とかというのは、今、私が言ったような、例えば、廊下側が非常に暗いとかということは、今までの新しく建てている校舎と同じように、ないですよ。

【小田部教育環境整備推進室担当課長】

その点はございません。プランでは分かりづらいのですが、トイレとか教材室があるところの真ん中が、吹き抜けになっております。2階平面図、7ページを見ていただきますと、上部吹き抜けということで、上からの光が差すようになっております。ただ、職員室も、1階までは入ってはおりませんが、やはり、採光等は気をつけておりますので、大丈夫だと思っております。

【岡田委員】

ありがとうございます。

【小田嶋教育長】

教室と教室の間にトイレを配置しているという設計というのは珍しいですかね、川崎の学校の中で。私はあまり、見たことがないかなと思いますけど。

【小田部教育環境整備推進室担当課長】

管理諸室と教室の間にトイレが入っているということでしょうか。

【小田嶋教育長】

はい。

【小田部教育環境整備推進室担当課長】

小杉小のほうで、北側に管理諸室だったかどうか、特別教室だったか、特別教室ですね。校庭側のほうに教室があって、真ん中の辺りにトイレとか明かり取りの吹き抜け等が配置してあります。最近のものはそうかもしれないのですが、昔の箱型の片廊下のものは、おっしゃるとおり、真ん中にトイレがあることはございません。

【小田嶋教育長】

分かりました。ありがとうございます。

石井委員。

【石井委員】

すみません、一点だけ。7ページの2階平面図で、メディアセンターというのが北側にあるのですが、このメディアセンターとはどんな内容なのか、教えていただけますか。

【小田部教育環境整備推進室担当課長】

メディアセンターの機能としては、図書室とパソコン室を併せ持ったものをイメージしております。こちらに来れば、紙ベースでもネットベースでも、いろいろなものが調べたりできる、ここで閲覧することができるという使い方を想定しております。

【石井委員】

そうすると、今、G I G A端末が一人1台ずつ配置されていますけれども、それとは別に、専用のPCがここにあるということですかね。

【小田部教育環境整備推進室担当課長】

はい。今、そういう形で予定をしております。

【小田嶋教育長】

よろしいですか。

野村委員。

【野村委員】

説明ありがとうございました。

二つほど確認させていただきたいことがあります。配置図のページで言うと4ページですね。既存の校舎と増築の校舎が同じ図の中にあると思うのですが、建設中は、このように両方が存在している状態という意味なのですかね。

【小田部教育環境整備推進室担当課長】

そのとおりです。

【野村委員】

そうになると、グラウンドが大変狭くなるイメージなのですが、子どもたちの運動の機会とかを考えると、体育などはどうするのかというところが、保護者として気になる場所です。

もう1点が、6ページや7ページの平面図を拝見すると、特別教室があって、その向かい側に普通教室があってという配置なのですが、私が住んでいる地域の学校ですと、休日に特別教室を一般市民の方に貸していたりするところもあるので、もし、そうした活動をするには、セキュリティ面で、何かシャッターができたりとかするのか。私の地域の学校はシャッターで区切られていて、普通の教室には入れないようにできていたりするので、地域の人に広く施設を利用してもらったほうが有効かなということだと考えると、この見取図だとどうなのかというところで、二点目の質問です。お願いします。

【小田部教育環境整備推進室担当課長】

まず一点目、グラウンドのお話ですが、おっしゃるとおり、工事中は配置図の4ページの狭いグラウンドで、ほとんど、使えないと思っております。ただ、体育館は使えることと、案内図、3ページのところに、高津中学校が、敷地の左側、西側にありますが、大体300メートルぐらい離れておまして、こちらのほうのグラウンドを、必要なときにはお貸ししていただけないかということで、学校長同士でお話は進んでいると聞いております。

二点目のセキュリティの話ですね。セキュリティは、今後、学校開放などのエリアとかを学校と話して、セキュリティは設定していかなくてはいけないと思っております。詳細については、現在手元には資料はございませんが、恐らく、右側、東側の階段を使うような形で出入りをさせていただいて、セキュリティをするのではないかと想定しております。

以上です。

【小田嶋教育長】

よろしいですか。ほかにはよろしいでしょうか。

田中委員。

【田中委員】

一点だけ、すみません。野村委員の質問で、少し私も気になったということなのですが、グラウンドが一時狭くなるわけですが、この期間はどれぐらいになるのか、完成期限が令和6年

2月29日なので、工事が始まってから完成までかなと思うのですが、子どもたちがグラウンドを狭い範囲しか使えないのが、大体、何年何か月ぐらいの工事なのでしょうか。

【小田部教育環境整備推進室担当課長】

長いのですが、40か月ぐらいを想定しております。

【田中委員】

40か月。

【小田部教育環境整備推進室担当課長】

配置図4ページ、増築校舎と既存A棟が同時に建っている瞬間がございます。この時に増築校舎に移っていただくのですが、その後、既存校舎A棟を解体します。それが次のページ、5ページ、これがおよそ1年ぐらいかかると想定しております。無くなった後にグラウンドの整備で、半年ぐらいかかると思っています。計算上は40か月と言っていますが、増築校舎ができた場合に、先ほど説明もありましたが、ホールとか、みんなが集まれる空間を多めに作っておりますので、そちらのほうで簡単な運動とか何かを考えていきたいというのは、学校も申しております。

以上です。

【田中委員】

分かりました。ありがとうございます。

そうすると、3年と4か月ですね。ということは、6学年、6年間のうち半分ぐらいが、狭いグラウンドで過ごす子どもたちがいるということですね。分かりました。

【小田嶋教育長】

よろしいでしょうか。

それでは、議案第5号は原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

それでは、議案第5号は原案のとおり可決いたします。

議案第6号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について

【小田嶋教育長】

次に、「議案第6号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴

取について」の説明を、庶務課長、お願いいたします。

【鷹嘴庶務課長】

それでは、議案第6号「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取」につきまして、御説明を申し上げます。

議案を1枚おめくりください。

こちらは、令和4年第3回市議会定例会提出議案に係る教育委員会の意見聴取についての回答案でございます。

今回、市議会定例会に提出する予定の議案のうち、教育に関する事務に係るものは、本日御審議をいただきました「坂戸小学校校舎増築その他工事請負契約の締結について」、「黒川地区小中学校新設事業の契約の変更について」のほか、後ほど御説明をいたします「令和4年度川崎市一般会計補正予算」となっております。

次に、議案第6号資料を御確認ください。表紙を1枚おめくりいただきまして、資料1を御覧ください。

こちらは、下段の参考にございますとおり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づき、川崎市長が教育委員会の意見を求めた依頼文書でございます。

次に、1枚おめくりいただきまして、資料2を御覧ください。

「令和4年度川崎市一般会計補正予算」についてでございますが、教育費予算の補正額につきましては、「8億3,426万1,000円」を増額するものでございます。

補正の内容といたしましては、「歳入歳出予算補正」でございますが、各種教育活動運営事業費で「302万6,000円」の増額補正を行うもので、神奈川県公立高等学校入学者選抜の志願手続等の方法を郵送とするものでございます。

次に、児童生徒指導事業費で「681万8,000円」の増額補正を行うもので、コロナ禍の影響等による児童生徒等からの複雑な相談ケースの増加に対応するため、スーパーバイザーを増員するものでございます。

次に、GIGAスクール構想推進事業費で「6億8,903万8,000円」の増額補正を行うもので、GIGAスクール構想による授業や非接触の試みに活用されている学校の大型提示装置を更新するものでございます。

次に、教育文化会館・市民館社会教育振興事業費で「637万4,000円」の増額補正を行うもので、デジタルコンテンツ等を活用した講座の実施や地域で活動する市民団体などへICT活用の支援を行うボランティアを養成するものでございます。

次に、おめくりをいただきまして、感染症対策用品購入事業費で「1億2,100万5,000円」の増額補正を行うもので、学校における感染症対策の充実を図るため、抗原検査キットの購入や、教職員及び児童生徒を対象としたPCR検査体制を拡充するものでございます。

次に、社会教育施設補修事業費で「800万円」の増額補正を行うもので、教育文化会館・市民館等のオンライン環境を整備するものでございます。

「令和4年度川崎市一般会計補正予算」の説明は以上でございます。

恐れ入りますが、議案にお戻りをいただきたいと思います。

今回提出予定の議案については、ただいま説明いたしましたとおりでございますが、議案の各号いずれにおきましても意見はないものとしているものでございます。

議案第6号の説明は、以上でございます。
よろしくお願いいたします。

【小田嶋教育長】

質問等ございますでしょうか。よろしいですか。
それでは、議案第6号は原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

それでは、議案第6号は原案のとおり可決いたします。

1 1 閉会宣言

【小田嶋教育長】 本日の会議は、これをもちまして終了いたします。

(15時55分 閉会)